



長野県報

12月15日(木)

平成23年

(2011年)

第2328号

目次

条 例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	2
資金積立基金条例の一部を改正する条例(市町村課)	3
長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例(地域福祉課)	3
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(地域福祉課)	4

規 則

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(企業局)	5
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	5

告 示

平成23年12月9日長野県議会定例会において認定された平成22年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の 審査意見(財政課)	6
平成23年12月9日成立した平成23年度補正予算の要領(財政課)	13
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	14
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課)	14
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	14
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	15

公 告

漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可(園芸畜産課)	16
林業種苗法に基づく講習会の開催(森林づくり推進課)	17
一般競争入札(砂防課)	17
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市計画課)	18
一般競争入札(2件)(高校教育課)	18

本号で公布された条例のあらまし

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げるほか、所要の改正を行うこととしました。

また、一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正し、特別職の職員等の期末手当の支給月数を0.1月引き上げることとしました。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成23年12月1日から適用しました。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 平成23年3月12日に発生した長野県北部の地震による災害からの復興に要する費用の財源に充てるため、長野県栄村復興基金を新設することとしました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例（条例第39号）

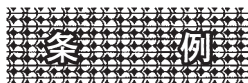
1 長野県介護センターが実施している介護に関する研修を指定研修実施機関等に行わせることとし、平成23年度をもって長野県介護センターを廃止することとしました。

2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 長野県介護センターの廃止に伴い、介護支援専門員実務研修等に係る手数料について、指定研修実施機関等の収入とすることができるよう、所要の改正を行うこととしました。

2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。



一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布します。

平成23年12月15日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第37号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第34条第1項中「100分の135」を「100分の145」に、「100分の115を」を「100分の125を」に改め、同条第2項中「、」とを「」とに、「100分の135」を「100分の145」に、「100分の70」を「100分の80」に、「100分の115を」を「100分の125」に、「100分の60を」を「100分の70」に改める。

第36条第1項第1号中「額に、」の次に「6月30日に支給する

場合においては」を、「100分の85）」の次に「、12月10日に支給する場合には100分の70（特定幹部職員にあつては、100分の90）」を加える。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「100分の115」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の137.5」に、「100分の95」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の117.5」に改め、同条第2項中「100分の115」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の137.5」に、「100分の95」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の117.5」に改める。

第36条第1項第1号中「6月30日に支給する場合には100分の65（特定幹部職員にあつては、100分の85）、12月10日に支給する場合には100分の70」を「100分の67.5」に、「100分の90」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「6月30日に支給する場合には100分の30（特定幹部職員にあつては、100分の40）、12月10日に支給する場合には100分の35」を「100分の32.5」に、「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附

則第5項、第9項及び第11項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第34条第1項及び第2項並びに第36条第1項第1号の規定、附則第4項の規定による改正後の特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)第4条の2第2項の規定、附則第8項の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第5条第2項の規定並びに附則第10項の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)第6条第2項の規定は、平成23年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例、次項の規定による改正前の特別職の職員等の給与に関する条例、附則第8項の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例又は附則第10項の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた平成23年12月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当は、それぞれ改正後の条例、次項の規定による改正後の特別職の職員等の給与に関する条例、附則第8項の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例又は附則第10項の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の150」を「100分の160」に改める。

5 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「100分の135」を「100分の140」に、「100分の160」を「100分の155」に改める。

(長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

6 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

(長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

7 長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

8 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、」とを「」とに、「100分の135」を「100分の145」に、「100分の150」を「100分の160」に改める。

9 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の115」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の137.5」に、「100分の160」を「100分の155」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

10 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正す

る。

第6条第2項中「、」とを「」とに、「100分の135」を「100分の145」に、「100分の150」を「100分の160」に改める。

11 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の115」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の137.5」に、「100分の160」を「100分の155」に改める。

人事課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年12月15日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第38号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県高校生修学支援基金の項の次に次のように加える。

長野県栄村復興基金	平成23年3月12日に発生した長野県北部の地震による災害からの復興を図る。	平成23年3月12日に発生した長野県北部の地震による災害からの復興に要する費用の財源に充てる。
-----------	---------------------------------------	---

附則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村課

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年12月15日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第39号

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例

長野県福祉大学校条例(平成6年長野県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条中「社会福祉の増進に寄与することを目的として、」及び「とともに、介護に関する知識及び技術の普及を図る」を削る。

第3条の見出しを「(学科及び修業年限)」に改め、同条第1項中「並びに長野県介護センター」を削り、同条第3項を削る。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

地域福祉課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年12月15日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第40号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中

(7) (9)のアに掲げる研修の課程を修了した場合	〃	8,400円
(4) (9)のア及びイに掲げる研修の課程を修了していない場合	〃	22,300円

を

(7) 法第69条の8第2項ただし書の規定により知事が指定する研修（以下この項において「専門研修」という。）のうち介護支援専門員として業務に従事した期間が6月以上の者に係るもの（以下この項において「6月以上研修」という。）及び専門研修のうち介護支援専門員として業務に従事した期間が3年以上の者に係るものの課程を修了していない場合	〃	22,300円
(4) 6月以上研修の課程のみを修了した場合	〃	8,400円

に、

(9) 法第69条の8第2項ただし書の規定による知事が指定する研修の実施	ア 介護支援専門員として業務に従事した期間が6月以上の者に係るもの	〃	13,900円
	イ アに掲げる研修の課程を修了した者で介護支援専門員として業務に従事した期間が3年以上のものに係るもの	〃	8,400円
(10) 法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可	〃	63,000円	

を

(9) 法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可	〃	63,000円
----------------------------------	---	---------

に、「(11)」を「(10)」に、「(12)」を「(11)」に、「(13)」を「(12)」に改める。

別表第2中

介護保険法第115条の35第2項の規定による調査の実施	介護保険法第115条の36第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の6の(12)に掲げる額
-----------------------------	--------------------------------	------------------

を

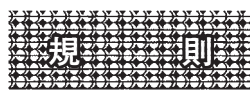
介護保険法第69条の2第1項の規定による介護支援専門員実務研修の実施	介護保険法第69条の33第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の6の(2)に掲げる額
介護保険法第69条の8第2項本文の規定による介護支援専門員更新研修の実施	介護保険法第69条の33第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の6の(8)に掲げる額
介護保険法第115条の35第2項の規定による調査の実施	介護保険法第115条の36第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の6の(11)に掲げる額

に、「別表第1の6の(13)」を「別表第1の6の(12)」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

地域福祉課



企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成23年12月15日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

長野県公営企業管理規程第3号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

第1条 企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の135」を「100分の145」に、「100分の115を」を「100分の125を」に改める。

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の115」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の137.5」に、「100分の95」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の117.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この管理規程中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の企業職員の給与に関する規程の規定は、平成23年12月1日から適用する。

企業局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年12月15日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第12号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の130」を「6月に支給する場合には100分の130」に改め、「特定幹部職員（」の次に「以下この号及び」を、「100分の170）」の次に「、12月に支給する場合には100分の140（特定幹部職員にあつては、100分の180）」を加える。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「6月に支給する場合には100分の130」を「100分の135」に改め、「以下この号及び」を削り、「100分の170）、12月に支給する場合には100分の140（特定幹部職員にあつては、100分の180）」を「100分の175」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の60」を「100分の65」に、「100分の80）、12月に支給する場合には100分の70（特定幹部職員にあつては、100分の90）」を「、100分の85」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第11条第1号の規定は、平成23年12月1日から適用する。

人事委員会事務局